

大阪狭山市職員の採用に向けた活動等における ハラスメント防止に係る対応基本方針

大阪狭山市では、採用に向けた活動等（説明会、採用面接等。以下「採用活動等」という。）において、求職者等が安心・安全な環境で採用活動等に臨めるよう、採用活動等におけるハラスメント(※)の防止に向けたルールを定めて運用してまいります。

※本方針における「ハラスメント」とは、大阪狭山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱第2条第3号に規定するセクシュアル・ハラスメントに加え、同条第4号及び第5号に規定するパワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに類するもの、大阪狭山市職員のカスタマーハラスメント対応基本方針に記載のカスタマーハラスメントに類するものをいいます。

1. 職員の基本姿勢

職員は、ハラスメントが求職者等の尊厳を不当に傷つけ、求職者等による求職活動等が阻害されることを自覚するとともに、求職者等の人権を尊重し、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

2. 採用活動等に関するルール

職員は、下記のルールを厳守して採用活動等を行います。

①面接・面談等の時間及び場所の指定

○面接・面談等は、原則として午前9時00分から午後4時30分までの時間に、本市公共施設（市役所庁舎内の会議室等）または公式に指定・案内したオンラインツール上で行います。
深夜・早朝の面接、また、本市施設と無関係な個室・密室（飲食店、カラオケボックス、担当者の自家用車内等）での面接・面談等は一切行いません。

②連絡手段の制限

○求職者等との連絡は、本市公式メールアドレス、または本市が指定する採用管理システム等のプラットフォーム等を使用します。採用担当者の個人的なアカウント（個人の LINE 等の SNS）を用いての連絡は一切行いません。また、原則として深夜・早朝の連絡は行いません。

③実施体制の明確化

○1対1のみでの面接・面談等は行わず、採用担当者複数名での同席対応を原則とします。

④不適切な質問の禁止

○採用活動等においては、本籍地・出生地、思想信条、病歴、性的指向・性自認や家族の職業等、標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項に関する質問は行いません。

3. 相談窓口

職員等からハラスメント行為またはその疑念を抱くような行為を受けた場合、速やかに下記相談窓口までお知らせください。

【窓 口 担 当 部 署】政策推進部 人事グループ

【連 絡 先（メール）】shokuin@city.osakasayama.osaka.jp

【連 絡 先（電 話）】072-367-1254

【受 付 時 間】9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

4. プライバシーの保護

採用活動等におけるハラスメントに関する相談に対応するにあたっては、相談窓口担当者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守します。